

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況等の公表

令和8年7月24日

石狩東部広域水道企業団

企業長 原 田 裕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号以下「法」という。）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表します。

あわせて、法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

1. 特定事業主行動計画の実施状況（法第19条第6項）

（1）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

項目	目標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事務職	30%	—	—	20.0%	—	—
技術職	10%	—	0%	—	—	0%

※「—（横棒）」は採用試験の実施なし

（2）年次有給休暇の取得割合

項目	目標 (R7年度)	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
50%以上取得した 職員の割合	70%	56.5%	60.9%	55.0%	52.4%	66.7%

（3）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合

項目	目標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
5日間以上取得した 男性職員の割合	100%	100%	—	100%	—	—

※「—（横棒）」は該当職員なし

（4）特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

- ・年次有給休暇の取得促進のため、休暇予定表による事前の情報共有や管理職員の定例会議で周知を実施した。
- ・出産、育児に係る休暇等制度について、制度一覧表を庁内LANでの公表による周知を行い、職員の子育て目的の休暇を取得しやすい環境整備に努めた。

2. 女性の職業選択に資する情報（法第 21 条）

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）職員に占める女性職員の割合

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
常勤職員 （派遣職員除く）	4.2%	4.6%	4.8%	9.5%	8.7%
会計年度任用職員	75.0%	50.0%	40.0%	55.6%	55.6%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

（2）当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
女性職員	0%	0%	0%	0%	0%
男性職員	4.4%	4.8%	0%	5.3%	0%

《公表必須項目》別紙のとおり

- ・ 職員の男女の給与の額の差異
- ・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ・ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ・ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
- ・ 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 石狩東部広域水道企業団

令和8年7月24日公表

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.1%
全職員	79.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	83.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	90.7%
11～15年	- %
6～10年	- %
1～5年	87.0%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員については常勤職員の所定勤務時間を基に職員数を換算している。
- ・「－（横棒）」となっている箇所は対象となる女性職員がいない。
- ・全体的に男女の給与で差異が生じているのは、女性の人数が少なく、管理的地位にある職員に占める女性職員がいないことが要因である。
- ・役職段階別では、女性職員より勤続年数の長い男性職員がおり、給料額が高いためである。
- ・勤続年数別では、女性職員より住居手当や時間外勤務手当等の受給額が男性職員の方が高いことによる。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

・対象となる女性職員がいないため、「－（横棒）」となっている

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	－ %
本庁係長相当職	20%

【説明欄】

・「－（横棒）」となっている箇所は対象となる女性職員がいない。
・全体の女性職員が少ないため、役職の割合も低くなっている。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

・対象となる職員がいなかったため「—（横棒）」となっている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.2時間／月
内部部局等以外	- 時間／月

【説明欄】

・「-（横棒）」となっている箇所は対象となる部署がない。